

「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用に関する規約

この規約は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「当協会」といいます。）が知的所有権を有する「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク（以下「本ロゴマーク」といいます。）を「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー（以下「共創パートナー」といいます。）及び「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（以下「共創メンバー」といいます。）が使用する際に遵守すべき事項について定めています。

（使用目的）

第1条 ロゴタイプを組み合わせて図案化した本ロゴマークは、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す取組みである「TEAM EXPO 2025」プログラム（以下「TEAM EXPO 2025」といいます。）において登録された共創パートナー及び「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（以下「共創チャレンジ」といいます。）の活動の発信を通じて、次に定める事項の実現を目的として使用できます。

- (1) 「TEAM EXPO 2025」の趣旨を広く周知
- (2) 「TEAM EXPO 2025」参画者同士の共創促進に寄与
- (3) 大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現やSDGs達成への貢献に寄与
- (4) 大阪・関西万博の機運醸成や参加型万博の実現に寄与

（使用できる者）

第2条 当協会は、第1条に掲げる本ロゴマークの使用目的を実現するため、共創パートナーまたは共創メンバーの登録を受けた方（以下「登録者」といいます。）が第3条以下に定める方法により、各自の活動の中で本ロゴマークを無償で使用することを許諾します。

- 2 本ロゴマークを使用する者（以下「使用者」といいます。）は、第三者に本ロゴマーク使用を再許諾または転使用させることはできません。
- 3 使用者は、本規約のほか「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマークガイドラインを遵守する必要があります。

（使い方）

第3条 本ロゴマークの使用が認められる具体例を次に示します。

- (1) ニュースリリース、ホームページ、SNS、ブログ、提案資料、講演資料、パンフレット、テレビ、サイネージ、屋外広告、交通広告、新聞広告、雑誌広告、ポスター、チラシ等の情報発信媒体（共創パートナーの取組み及び共創チャレンジの活動の発信に限ります。）
- (2) 企業・団体等の内部において使用する物品類（名刺、事務用品（ペン類、メモ帳等）、封筒、社内報・会報誌、会員証、什器備品類など）
- (3) 企業・団体等の外部に向けて使用する物品類のうち、業務用車、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、その

他左記に類するもので当協会が適当と認めるもの（ただし、企業広告や商品・サービスの販促を内容とするものを除きます。）

- 2 第1項第1号に定める情報発信媒体が共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動のみを発信する場合には、使用者は、本ロゴマークをトップページや表紙上でも使用することができます。
- 3 第1項第1号に定める情報発信媒体が共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動以外の情報を同時に掲載する場合には、使用者は、共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動の発信と他の情報を区別できるように工夫をし、共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動の情報との関連する場面においてのみ本ロゴマークを使用することができます。この場合、企業・団体等のホームページ、SNS、ブログ等のトップページ上にのみ、「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマークガイドラインで定める「参加メッセージ付きロゴマーク」を使用することができます。

（推奨する使用方法）

第4条 当協会は、第1条に掲げる本ロゴマークの使用目的を実現するため、共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動の発信を目的とした情報発信媒体で使用する場合、次に掲げる要素と一体と認識される形式で本ロゴマークを掲載することを推奨します。

- (1) 当協会から登録を受けた共創パートナーの取組みまたは共創チャレンジの活動の名称、内容
- (2) 「TEAM EXPO 2025」の趣旨紹介及び「TEAM EXPO 2025」公式ウェブサイトへのリンクの貼付（二次元コード可）

（商用目的、資金調達目的への使用禁止）

第5条 当協会は、本ロゴマークの商用目的または資金調達目的の使用を禁止します。

- 2 当協会は、次の各号のいずれかが記載されている媒体において、ロゴマークを並べて使用する場合、または同一枠内に使用する場合には、第1項による使用禁止に該当すると判断します。
 - (1) 商品の価格、サービスの使用料金、イベント入場料、資金調達メニュー等の記載
 - (2) 商品を直接購入またはサービス契約をするためのボタンや申込書、購入導線、購入窓口連絡先等の記載
 - (3) その他、商品購入またはサービス契約等を促すことや資金調達を目的とした文言の記載
- 3 前項の他、当協会は、本ロゴマークの使用状況を確認し、個別に商用目的または資金調達目的に該当すると判断した場合、使用を禁止することがあります。

（その他禁止事項）

第6条 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は本ロゴマークの使用を禁止します。

- (1) 「TEAM EXPO 2025」プログラムに登録した共創パートナーの取組み及び共創チャレンジの活動以外での情報発信、関連物品への使用
- (2) 本ロゴマークの顧客吸引力及び信用力への不当な便乗にあたる使用
- (3) 大阪・関西万博及び当協会のイメージを害する、または社会的評価を下げる使用
- (4) 大阪・関西万博や当協会が、使用者自身や使用者の商品・サービスを推奨・保証していると受け取られるおそれのある使用
- (5) 特定の政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動での使用

- (6) 法令や公序良俗に反するものに関連付けた使用
- (7) 第三者に対する誹謗中傷や差別等に関連付けた使用
- (8) 名誉棄損、詐欺の手段など第三者の権利を侵害するものに関連付けた使用
- (9) 反社会的勢力に関連付けた使用
- (10) その他、当協会が不適切であると判断した使用

(使用手続き)

第7条 本ロゴマークは、事前に次の手続きを行った上で使用してください。

- (1) 共創パートナーまたは共創メンバーは、事前に使用内容等を示した「「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマーク使用届出書」(以下「届出書」といいます。)のファイル(ファイル形式は Excel のまま変更しないでください。)を当協会担当窓口へ E メールで送信してください。
 - (2) 当協会は、届出書を受信しましたら、本ロゴマークのデータ(ファイル形式は JPEG 及び PNG とします)を返信しますので、届出書に記載した使用内容の範囲で、本規約及び「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマークガイドラインを遵守の上、使用してください。
 - (3) 使用者が、届出書で届け出た使用内容と異なる内容での使用を希望する場合には、再度、届出書を当協会担当窓口へ E メールで送信してください。
- 2 本ロゴマークの使用は、本ロゴマークのデータを当協会から使用者が受信した時から許諾されるものとします。
- 3 本ロゴマークに関する当協会担当窓口の E メールアドレスは、te2025-logo@expo2025.or.jp とします。

(使用許諾期間)

第8条 本ロゴマークの使用許諾期間は、第9条に定める場合を除いて、第7条第2項に基づく許諾の日から共創パートナー、共創メンバーまたは共創チャレンジの登録が抹消されるまでとします。

(使用許諾の解除、停止)

第9条 当協会が次のいずれかに該当すると判断し、使用者に是正を勧告したにもかかわらず相当期間内に使用者が是正しないときは、当協会は使用者に対し、本ロゴマークの使用許諾を解除または一時停止することができます。

- (1) 第7条に定める届出書の提出前に本ロゴマークを使用したとき。
 - (2) 第5条または第6条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
 - (3) 虚偽または不正な内容の届出書を提出したとき。
 - (4) 本ロゴマークの使用が第1条の使用目的に適合しないとき。
- 2 使用者は、当協会により本ロゴマークの使用許諾を解除されたときは、すみやかに本ロゴマークを使用した媒体の提供、使用、展示等を停止し、物品等から本ロゴマークを除去または廃棄しなければなりません。
- 3 当協会は、事案によっては、本条に基づく使用許諾の解除または一時停止に加えて、共創パートナー、共創メンバーまたは共創チャレンジの登録を取り消すことがあります。

(遵守事項)

第10条 使用者は、本ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 当協会が本ロゴマークの使用状況・数量等の報告、またはサンプルや写真・映像等の提供を求めたときは、速やかに報告等をしてください。
- (2) 当協会が、本ロゴマークの使用状況、識別管理状況を確認するため、使用者を訪問し、面談を求めたときは、協力してください。
- (3) 物品等に本ロゴマークを使用する際の費用は、使用者が全て負担してください。
- (4) 本ロゴマークの使用に係る物品等の製造、提供等について事故等が発生しないよう万全の配慮を行ってください。なお、当協会は、本ロゴマーク使用に係る物品等の品質、性能、安全性について一切の責任を負いません。

(自己責任等)

第11条 当協会による本ロゴマークの使用許諾は、使用者自身や使用者の取組みについて推奨や保証等を行うものではありません。使用者は、自己の責任において各自の活動を実施してください。

- 2 当協会は、本ロゴマークを使用することで使用者に損害損失等が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 3 使用者が本ロゴマークの使用に際して当協会に損害を与えたときは、使用者は当協会に生じた損害を賠償しなければなりません。

(知的財産権)

第12条 本ロゴマークに関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当協会に帰属しています。本ロゴマークの不正使用または本規約もしくは「TEAM EXPO 2025」プログラムロゴマークガイドラインに反する使用により、本ロゴマークに係る知的財産権が侵害されるときは、当協会は、使用者に差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じることがあります。

(適用関係)

第13条 本規約に定めのない事項については、共創パートナーは「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー参画規約が、共創メンバーは「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー参画規約がそれぞれ適用されるものとします。

(雑則)

第14条 当協会は、必要に応じて本規約の一部を改正することがあります。

- 2 当協会は、ウェブサイトに掲示その他適切な方法で通知します。

【付則】 (制定・施行) 2021年8月25日

改正 2022年10月3日